

証券コード 4743

2016年6月1日

株 主 各 位

東京都千代田区一番町21番地

株式会社 アイティフォー

代表取締役社長 東 川 清

第57回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第57回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、次頁のご案内に従って、2016年6月16日（木曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2016年6月17日（金曜日）午前10時
（受付開始時刻：午前9時）
2. 場 所 東京都千代田区一番町21番地
一番町東急ビル10F
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第57期（自2015年4月1日至2016年3月31日）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第57期（自2015年4月1日至2016年3月31日）
計算書類報告の件

決 議 事 項

議 案 取締役（監査等委員である者を除く。）8名選任の件

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.itfor.co.jp/ir/>）に掲載させていただきます。
 3. ご出席に当たり資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

《議決権行使について》

(1) 議決権行使書の郵送による方法

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2016年6月16日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる方法

当社指定の議決権行使専用ウェブサイト (<http://www.web54.net>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、2016年6月16日（木曜日）午後5時までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、48頁の《インターネットによる議決権行使のご案内》をご確認ください。よろしくお願いします。

(3) 重複行使の取扱い

- ① 書面による議決権の行使とインターネットによる議決権の行使とにより重複して議決権を行使された場合は、後に到達したものを有効とさせていただきますが、同一の日に到達した場合は、インターネットによる議決権の行使を有効とさせていただきます。
- ② インターネットで議決権行使を複数回された場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。

以 上

(添付書類)

事業報告

(自2015年4月1日
至2016年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国の経済は、中国及び新興国の景気減速への警戒感から年明け以降の市場は不安定となっているものの、金融緩和の継続を背景に企業収益は明確に改善しているほか、個人消費は原油安の影響及び所得環境の改善から底堅い動きにあり、設備投資も持ち直しの動きが見られ、全体としては緩やかな回復が続いております。

当社グループの属する情報サービス業界におきましては、金融や流通分野でのマイナンバーや消費税等の制度変更に対応したシステム更新のほか、戦略投資としてのIT投資案件が増加しており、投資需要は今後とも堅調に推移するものと見込んでおります。

このような環境下、当社グループでは、2015年度から2017年度の3ヵ年で売上高150億円を目指す中期経営計画「Step Up Next 150-2018」を策定し、当年度はその初年度として、既存事業の継続的成長、システムソリューション品質の継続的向上、グループ経営の強化などに取り組んでおります。主力商品である金融機関向けプロダクトは、金融機関の収益環境が人口減やマイナス金利により厳しい状況となる中、収益源の多様化や業務の効率化を進めるソリューションシステムの営業活動を積極的に行ってきました。流通・小売業向け基幹システムやeコマースシステムでは、前期に受注した百貨店の基幹POS統合システムが順調に稼働を開始いたしました。さらに、小売業が展開するオムニチャネル戦略に対応した商品を専門店や地方の百貨店等から計画通り受注を獲得いたしました。また、注力市場として取り組んでいる公共分野においては、国民健康保険料などの収納率向上のためのビジネス・プロセス・アウトソーシング（以下「BPO」といいます。）業務の受注が増加いたしました。利益面では、金融機関向けや流通・小売業向けの高採算案件が寄与し、営業利益、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益は期初計画を上回りました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は121億54百万円（前期比106.0%）、営業利益は15億40百万円（前期比142.8%）、経常利益は15億88百万円（前期比144.4%）、親会社株主に帰属する当期純利益は10億13百万円（前期比153.9%）となりました。

当社グループは、システムインテグレーターとして顧客の業態やニーズに応じたソフトウェアを開発し、システム機器や関連商品と併せて提供するほか、情報通信ネットワークの構築・運用管理や保守サービスに至るITソリューション・サービス事業を行うとともにBPOなどの事業を行っております。

参考として当連結会計年度におけるサービスプロダクトごとの概況を記載いたしますが、子会社が行うＢＰＯなどの事業は、（その他）として記載いたします。

（システムソリューション）

システムソリューションでは、注力市場として取り組んでいる公共分野向けビジネスにおいては、滞納管理や電話催告ソリューションの販売、国民健康保険料の納付案内などのＢＰＯ業務を政令指定都市や中核市から新規受注し、既存の業務受託元地方自治体からも複数年の契約を受託いたしました。金融機関向けでは、大手信用保証機関から保証・求償債権管理の大型システムを受注したほか、ノンバンクやサービスナーなど幅広い業態から債権管理システムの受注を引続き獲得しております。また、前述した通り、収益源の多様化を図る戦略として、金融機関が目指す地方創生と新たな決済サービスの提供を実現するため、加盟店端末でカード決済が可能となるシステムを開発する大きな受注を獲得いたしました。小売業向けではオムニチャネル戦略関連の受注が活発で、実店舗とＥＣの顧客情報・在庫情報を集約化することで販売機会ロスの削減やネットへの誘導を図ることができる店舗システムとｅコマース、さらに複数のＥＣモールとも連携するシステムが靴専門店チェーン、大手スポーツ専門店等で稼働いたしました。コールセンター向けＣＴＩシステムは、前期までに受注した大規模顧客向け通話録音システムが順調に稼働いたしました。しかしながら、受注面では、前期までに受注した最新版の通話録音システムの反動減や、公共事業で前期に受注した複数年契約の高額ＢＰＯ案件の反動減などの影響により、システムソリューション全体では前期比で受注が減少しております。

その結果、受注高は82億75百万円（前期比85.7%）、売上高は84億56百万円（前期比112.5%）となりました。

（ネットワークソリューション）

ネットワークソリューションでは、大手モバイル通信キャリア向けの案件のほか、官公庁向け特殊無線通信機器の大規模システムの受注を獲得いたしました。また、東西のＮＴＴが2015年2月より開始したフレッツ光の再販スキームを利用して「アイティフォー光」をリリースいたしました。企業向けの安価な閉域ネットワークサービス「クローズドＩＰネットワーク」との組合せにより家電量販店など、小売業向けの多拠点ネットワークの受注が増加しております。

その結果、受注高は14億32百万円（前期比117.0%）、売上高は11億47百万円（前期比86.1%）となりました。

(カスタマーサービス)

カスタマーサービスでは、安定収益源である保守サービスを中心に活動しておりますが、システムのクラウド化が進んでおり、ハードウェアの保守料は業界全般として減少傾向にあるため、これまでのサーバ、ネットワークに加えクラウド基盤の設計や構築などの業務の拡大に取り組んでおります。

その結果、受注高は16億47百万円（前期比84.0%）、売上高は17億69百万円（前期比98.8%）となりました。

以上の結果、ITソリューション・サービスの受注高は113億55百万円（前期比88.4%）、売上高は113億73百万円（前期比106.9%）となりました。

(その他)

子会社の株式会社アイ・シー・アール（以下「ICR」といいます。）は、地方自治体における国民健康保険料収納事業のBPO案件などに取り組んでいるほか、株式会社シー・ヴィ・シーはカード会社などに対し訪問調査サービスを提供しております。前連結会計年度の第2四半期連結会計期間末にICRの公共機関での高額BPOが契約終了したことなどにより、前期比で受注・売上が減少しております。

以上の結果、受注高は4億89百万円（前期比32.6%）、売上高は7億80百万円（前期比94.7%）となりました。

[売上高の内訳]

サービス部門別の売上構成は以下のとおりであります。

区 分	金 額	構 成 比	前 期 比
システムソリューション	84億56百万円	69.6%	112.5%
ネットワークソリューション	11億47百万円	9.4%	86.1%
カスタマーサービス	17億69百万円	14.6%	98.8%
ITソリューションサービス 合 計	113億73百万円	93.6%	106.9%
そ の 他	7億80百万円	6.4%	94.7%
合 計	121億54百万円	100.0%	106.0%

<社会貢献活動>

当社は、企業としての社会的責任を果たすため、公益財団法人日本ユニセフ協会に寄付を行っております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資総額は3億54百万円であり、その主なものは以下のとおりであります。

市場販売用ソフトウェアの開発	2億38百万円
工具器具備品の取得	53百万円
自社利用ソフトウェアの取得	12百万円

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資の必要資金は全額自己資金で賄いました。

また、当社においては、効率的な資金調達を行うため、主要取引銀行と総額15億円のコミットメントライン（特定融資枠契約）を締結しておりますが、この契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割、新設分割及び他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 対処すべき課題

当社グループは、金融や流通などの業務に対する深い理解と、ネットワーク基盤の構築で磨き上げた高い技術力を武器に、お客様の経営改善・業務改革を実現するパッケージ型のソフトウェアを提供してまいりました。今後も、多岐にわたる事業運営において、経営資源を適切に配分し、継続的な成長を目指してまいります。

具体的には以下の重点課題にグループをあげて取り組むことで、長期的な企業価値の向上に努めてまいります。

① 市場の変化への柔軟な対応

業務に精通したパッケージベンダーとして営業、技術開発、カスタマーサポートの各部門が密接に連携をとり、お客様のニーズを的確に把握し共有に努め、競合に先んじた戦略提案の立案と迅速な実施が行える体制を構築してまいります。

② 将来を担う新規事業の創出

先進の基盤技術やソフトウェア技術に関する研究開発体制を再構築し、研究開発投資の増強・重点化を通じた事業基盤の強化と将来を担う新規事業の創出を目指してまいります。

③ 人材の育成

人材が最重要資産であるという認識の下、当社グループが求める社員の人物像を定めて育成プログラムを整備するほか、事業方針に連動した目標管理制度を徹底することで、グループ全体の人材のスキルアップと組織の活性化を図ってまいります。

④ コーポレートガバナンス

持続的成長をかなえるための企業体質の確立に向けて、透明で公正な経営体制の構築と迅速・果断な意思決定への取り組みを通じて、業容の拡大に応じたコーポレートガバナンスの更なる充実に努めてまいります。

(8) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第54期 2013年3月期	第55期 2014年3月期	第56期 2015年3月期	第57期(当期) 2016年3月期
売上高(百万円)	10,429	10,974	11,467	12,154
経常利益(百万円)	1,344	1,697	1,100	1,588
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	823	1,009	658	1,013
1株当たり当期純利益(円)	30.34	36.62	23.48	35.57
総資産(百万円)	12,076	13,438	14,656	14,962
純資産(百万円)	9,456	10,361	11,318	11,750
1株当たり純資産(円)	341.22	367.62	393.83	403.74

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社スナッピー・コミュニケーションズ	10,000千円	100.0%	ソフトウェアの開発・販売
株式会社グラス・ルーツ	10,000千円	45.0%	インターネット関連コンテンツの企画・製作
株式会社アイ・シー・アール	100,000千円	80.0%	国民健康保険料の収納業務受託
株式会社シー・ヴィ・シー	100,000千円	80.0%	訪問調査サービス

③ 企業結合の経過と成果

連結子会社は、株式会社スナッピー・コミュニケーションズ、株式会社グラス・ルーツ、株式会社アイ・シー・アール、株式会社シー・ヴィ・シーの4社であり、持分法を適用した関連会社として株式会社アイセルの1社があります。

当連結会計年度の当社グループの企業集団の成果は「(1)事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

(10) 主要な事業内容 (2016年3月31日現在)

当社グループは、システムインテグレーターとして顧客の業態やニーズに応じたソフトウェアを開発し、システム機器や関連商品と併せて提供するほか、情報通信ネットワークの構築・運用管理や保守サービスに至るITソリューション・サービス事業を行うとともに株式会社アイ・シー・アール及び株式会社シー・ヴィ・シーではBPOなどの事業も行っております。

(11) 主要な事業所等 (2016年3月31日現在)

本社	東京都千代田区一番町21番地
事業所	所沢事業所（所沢市）、西日本事業所（大阪市）、 中部事業所（名古屋市）、福岡営業所（福岡市）、 株式会社スナッピー・コミュニケーションズ（東京都）、 株式会社グラス・ルーツ（東京都）、 株式会社アイ・シー・アール（愛知県）、 株式会社シー・ヴィ・シー（福岡県）
サービス・ステーション他	札幌、仙台、広島、高松、佐賀、那覇、うま

(12) 従業員の状況 (2016年3月31日現在)

(当社グループ)

従業員数	前期末比増減
558名 (138名)	+21名 (+54名)

- (注) 1. 従業員数は、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。
2. 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は () 内に年間平均人数を外数で記載しております。なお、臨時従業員数はパートタイマーの人数であります。

(当社)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
387名 (115名)	△6名 (+73名)	40.5歳	12.7年

- (注) 1. △は減少を示しております。
2. 従業員数は、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。
3. 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は () 内に年間平均人数を外数で記載しております。なお、臨時従業員数はパートタイマーの人数であります。

(13) 主要な借入先 (2016年3月31日現在)

該当事項はありません。

(14) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

当社は、利益配分に関しましては、業績動向や財務状況を勘案しつつ、連結配当性向30%以上を目処に安定的かつ継続的な配当を行うことを基本方針とし、期末日を基準日として、年1回の配当を実施しております。

2016年5月2日の取締役会において、1株当たり17円の配当を行うことを決議いたしております。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2016年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 110,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 29,430,000株(自己株式702,558株を含む)
- (3) 株主数 6,918名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (三井住友信託銀行再信託分・ ブラザー工業株式会社退職給付信託口)	1,420,000株	4.94%
イオンフィナンシャルサービス株式会社	1,350,000	4.70
アイティフォー社員持株会	1,239,300	4.31
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,173,200	4.08
村 上 光 弘	835,000	2.91
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	772,800	2.69
RBC ISB A/C LUX NON RESIDENT/DOMESTIC RATE	714,700	2.49
須 賀 井 孝 夫	606,700	2.11
明治安田生命保険相互会社	551,400	1.92
株 式 会 社 横 浜 銀 行	500,000	1.74

- (注) 1. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(三井住友信託銀行再信託分・ブラザー工業株式会社退職給付信託口)の所有株式は、ブラザー工業株式会社が所有していた当社株式を三井住友信託銀行株式会社に信託したものが、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に再信託されたもので、議決権はブラザー工業株式会社に留保されております。
2. 当社は自己株式702,558株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。
3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
(2016年3月31日現在)

定 時 株 主 総 会 決 議 の 日	2009年6月19日	2010年6月18日
発 行 決 議 の 日	2009年9月8日	2010年7月13日
保 有 人 数 及 び 新 株 予 約 権 の 個 数 当社取締役（監査等委員である者を除く） 当 社 取 締 役 （ 監 査 等 委 員 ）	3 名 374個 —	7 名 880個 1 名 20個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	37,400株	90,000株
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	無償	無償
新株予約権の行使に対して出資される財産の価額	1株当たり413円	1株当たり316円
新 株 予 約 権 の 行 使 期 間	2011年6月20日から 2016年6月19日まで	2012年7月16日から 2017年7月15日まで

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人、子会社役員及び使用人に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2016年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	東 川 清	株式会社スナッピー・コミュニケーションズ 社外取締役 株式会社グラス・ルーツ 社外取締役 株式会社アイセル 社外取締役 株式会社シー・エス・デー 社外取締役 株式会社アルファ新洋 社外取締役 株式会社アイ・シー・アール 社外取締役会長
取締役常務執行役員	大 枝 博 隆	フィナンシャルシステム第二事業部長
取締役常務執行役員	坂 田 幸 司	技術開発本部長
取締役執行役員	本 山 昌 人	事業開発部長 株式会社アイ・シー・アール 社外取締役 株式会社シー・ヴィ・シー 社外取締役
取締役執行役員	佐 藤 恒 徳	フィナンシャルシステム第一事業部長
取締役執行役員	小 玉 敏 明	流通・eコマースシステム事業部長
取締役執行役員	崎 田 郁 夫	事業本部長
取締役執行役員	中 山 か つ お	管理本部長 株式会社スナッピー・コミュニケーションズ 社外取締役 株式会社アイ・シー・アール 社外取締役 株式会社シー・ヴィ・シー 社外監査役
取締役（監査等委員）	原 晃 一	株式会社アイ・シー・アール 社外監査役
社外取締役（監査等委員）	佐 藤 誠	公認会計士 株式会社スナッピー・コミュニケーションズ 社外監査役 株式会社グラス・ルーツ 社外監査役 細谷火工株式会社 社外取締役
社外取締役（監査等委員）	小 泉 大 輔	公認会計士 株式会社オーナーズブレイン 代表取締役 株式会社アールシーコア 社外取締役 株式会社地域新聞社 社外監査役

- (注) 1. 2015年6月19日開催の第56回定時株主総会終結の時をもって、監査役 新美收氏は任期満了により退任いたしました。
2. 社外取締役 佐藤誠氏及び小泉大輔氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 社外取締役 佐藤誠氏が兼職している株式会社スナッピー・コミュニケーションズ及び株式会社グラス・ルーツは当社連結子会社です。また、社外取締役 佐藤誠氏及び小泉大輔氏が兼職しているその他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。
4. 当社は、社外取締役 佐藤誠氏及び小泉大輔氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
5. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員である者を除く。）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、原晃一氏を常勤の監査等委員として選定しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役（監査等委員を除く）	8名	158,494千円（うち社外	一名	一千円）
取締役（監査等委員）	3名	15,300千円（うち社外	2名	5,400千円）
監査役	4名	7,845千円（うち社外	2名	1,500千円）
計	15名	181,639千円（うち社外	4名	6,900千円）

(3) 社外取締役に関する事項

地 位	氏 名	出 席 状 況	発 言 状 況
社 外 取 締 役 （ 監 査 等 委 員 ）	佐 藤 誠	取締役会 20回／21回 監査等委員会 13回／13回 監査役会 4回／ 4回	主に公認会計士としての専門的な見地からの発言を行っております。
社 外 取 締 役 （ 監 査 等 委 員 ）	小 泉 大 輔	取締役会 19回／21回 監査等委員会 12回／13回 監査役会 3回／ 4回	主に公認会計士としての専門的な見地からの発言を行っております。

（注）当社は、2015年6月19日開催の定時株主総会の承認を得て同日をもって監査等委員会設置会社へ移行いたしました。佐藤誠氏及び小泉大輔氏は同日付で社外監査役を退任し、社外取締役（監査等委員）に就任しております。

(4) 非業務執行取締役の責任限定契約に関する事項

当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）が期待される役割を十分に発揮することができるよう、現行定款において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結することができる旨を定めており、現在当社の非業務執行取締役の全員と当該責任限定契約を締結しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

会 計 監 査 人 の 報 酬 等 の 額（注）	26,500千円
当 社 及 び 当 社 子 会 社 が 支 払 う べ き 金 銭 そ の 他 の 財 産 上 の 利 益 の 合 計 額	26,500千円

- （注）
1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。
 2. 当社の監査等委員会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の監査計画の監査日数、人員配置及び監査内容等、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積りの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任した旨及び解任の理由を解任後、最初に招集される株主総会において報告いたします。

また、当社監査等委員会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、会計監査人の変更が必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(4) 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止の内容

金融庁が発表した処分の内容の概要

① 処分対象者

新日本有限責任監査法人

② 処分内容

- ・契約の新規の締結に関する業務の停止 3ヶ月
(平成28年1月1日から同年3月31日まで)
- ・業務改善命令（業務管理体制の改善）
- ・課徴金納付命令

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、2015年6月19日開催の取締役会において、内部統制システムの基本方針を一部改定することを決議いたしました。改定後の基本方針は以下のとおりであります。

(1) 当社及び子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、当社グループのコンプライアンスの全体を統括する組織として、「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置する。
- ② コンプライアンス・リスク管理委員会は当社及び子会社の取締役・使用人の法令・定款等の遵守を徹底するため、コンプライアンスに係る定期的な社内教育を実施するとともに、コンプライアンスの実施状況を管理・監督し、これらの活動が適宜取締役会及び監査等委員会に報告される体制を構築する。
- ③ コンプライアンスの推進については、コンプライアンスに関する規程に基づき、当社及び各子会社の取締役・使用人がそれぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう、研修等を通じ指導する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制ならびに子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

取締役の職務の執行に関する情報については、文書管理規程の定めに従い、閲覧可能な状態で適切に保存及び管理する。また、子会社についても、関係会社管理規程及び職務権限規程により、当社取締役会または業務執行委員会に承認を得るべき事項、報告すべき事項を定める。

(3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、リスク管理全体を統括する組織として、「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設け、当社及び子会社の有事においては社長を本部長とする「緊急対策本部」が統括して危機管理にあたることとする。
- ② 平時においては、情報セキュリティ面、環境面、労働衛生面、製品安全面、品質面等で有するリスクを分析し、リスク管理に関する規程に基づき、そのリスクの軽減に取り組む。
- ③ 「コンプライアンス・リスク管理委員会」の下部組織として、「セキュリティ委員会」、「オフィス効率化・環境整備委員会」、「品質管理委員会」を設け、各委員会が専門的な立場から、業務運営上のリスクを分析し、「コンプライアンス・リスク管理委員会」に報告するとともに、社内での研修等を随時実施しリスク管理の浸透を図る。

(4) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社及び子会社の経営等に関する重要事項については、法令及び定款の定めに従い、原則毎月1回及び必要に応じて適宜取締役会を開催し、必要かつ適正な協議または審議を行い決定するとともに、取締役の職務の執行の監督等を行う。
- ② 取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、全取締役及び全執行役員が出席する業務執行委員会を毎月適宜開催し、業務執行に関する基本的事項及び重要事項にかかわる意思決定を機動的に行う。
- ③ 取締役は、その指揮の下、職務分掌規程、職務権限規程に基づき、責任と権限が明確な組織体系を構築し、重要な課題に迅速かつ柔軟に対応する。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、各子会社にコンプライアンス担当者を置くとともに、「コンプライアンス・リスク管理委員会」が当社グループ全体のコンプライアンスの実施を管理・監督する。
- ② 子会社については、関係会社管理規程に従い、管理、指導及び監査を実施するとともに、経営状態を把握するために定期的な報告と協議を行う。
- ③ 当社の取締役（監査等委員である者を除く。）が、子会社の取締役を兼務し、各子会社の経営会議において必要に応じて重要な課題や新たに認識されたリスク等への対処について報告する機会を確保する等、グループ全体の経営効率の向上やリスク管理体制の充実を図る。

(6) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である者を除く。）からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査等委員会が必要とした場合は、その職務を補助する使用人を配置するものとし、その配置にあたっては監査等委員会の意見を参考にする。
- ② 監査等委員会の職務を補助すべきものとして配置された使用人の人事（異動、評価、懲戒等）については、監査等委員会と人事部が事前に協議を行う。
- ③ 監査等委員の職務を補助すべきものとして配置された使用人は、監査等委員会の職務を補助するに際しては、監査等委員会の指揮命令に従うものとする。

(7) 監査等委員会への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び子会社の取締役・使用人は、監査等委員会の求めがあった時は、監査等委員会に出席し該当事項について説明する。また、当社及び子会社の取締役・使用人は、法令で定められた事項のほか、当社及び子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実等を発見し、または報告を受けた場合には、遅滞なく監査等委員に報告する。

当社及び各子会社は、監査等委員に報告した者に対し、当該報告を理由とする不当な扱いを受けないよう規定するとともに、運用の徹底を図る。

- (8) 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員は、職務の執行について生ずる費用の前払又は償還、負担した債務の債権者に対する弁済等を当社に求めることができる。取締役（監査等委員である者を除く。）は当該費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要であるか否かにつき疑義が生じた場合を除き、遅滞なくこれを処理し、十分な監査が妨げられることがないよう取り計らう。

- (9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、監査に必要な情報を把握するため、関連する会議へ出席することができ、資料等の閲覧も自由に行うことができる。また会計監査人、顧問弁護士、各子会社の監査役と情報交換に努め、連携して当社及び子会社の監査の実効性を確保するものとする。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記6. に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しておりますが、当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

主な会議の開催状況は、取締役会は21回、監査等委員会は13回、監査役会は4回、業務執行委員会は22回開催いたしました。

各取締役は、取締役会において各議案の審議や報告を通じて取締役の職務執行を監督するとともに執行役員を選任し、各執行役員は、代表取締役の指揮監督下、各自の権限と責任の範囲で職務を執行し、業務執行委員会に適宜報告を行っております。

監査等委員である取締役は取締役会及び業務執行委員会に出席して会社の状況を把握するとともに内部監査室・会計監査人と連携し、取締役及び使用人の職務の執行状況を監査しております。

子会社については、重要な事項については当社取締役会で審議し、適正な業務運営に努めるとともに、当社業務執行委員会に月次での業績報告を行うことで管理の実効性を確保しております。

また、コンプライアンス規程に基づくコンプライアンス・リスク管理委員会を5回開催し、法令・社内規程の遵守状況を審議し、必要に応じてコンプライアンス態勢の見直しを行っております。

8. 株式会社の支配に関する基本方針に関する事項

I 基本方針の内容の概要

当社はシステムインテグレーターとして、セキュアなシステムを希望するお客様から長期的かつ安定した信頼を得てシステムの納入を行ってきており、またこのような開発・販売を支えるのは、優秀な技術者である社員であります。一時盛んに行われた、新たな法制度の整備や企業構造・文化の変化等を背景として対象となる会社の構造や特色に留意せず、経営陣と十分な協議や合意を得ることなく、突然大量の株式買付を強行するといった動きは一見鎮静化しているように見えますが、時折、顕在化しております。もちろん大量の株式買付行為そのものを全て否定するものではなく、会社の企業価値・株主共同の利益を向上させる行為であれば、その判断は最終的には株主の皆様全体の意思に基づいて決められるものであると考えております。

しかし、大量の買付行為の中には、その目的等からして企業価値・株主共同の利益に明白な侵害を与えるものや株主の皆様売却を事実上強要するもの、当社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、株主の皆様十分な検討を行うに足る時間や情報を提供しないもの、当社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするものなど、当社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

このような当社に対する濫用的な買収によって当社の企業価値が毀損されることがあれば、当社の強みである優秀な技術者の流出が懸念されるのみならず、当社のシステムを採用していただいているお客様からの信頼を失い、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益が大きく損なわれるおそれがあります。

こうした事情に鑑み、濫用的な買収者が現れた場合、上述したような不適切な大量買付行為を未然に防止するため、株主の皆様が判断するための必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために交渉すること等により当社の企業価値、ひいては株主共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組みが必要不可欠と判断いたしました。そして、2006年6月23日開催の第47回定時株主総会におきまして、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保するために、「当社株式の大規模買付行為への対応策（以下「本プラン」といいます。）」の導入を決議し、2007年以降、定時株主総会後に開催される取締役会で、本プランの継続を決議いたしております。

なお、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、当該買付行為が長期的視点から当社の企業価値を毀損するものであるかどうかの検討は、中立的な第三者委員会に依頼するものとしております。

Ⅱ 具体的取組みの内容の概要

基本方針に基づく本プランの概要は以下のとおりであります。

(1) 本プランの内容

当社は、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させ、濫用的買収を防止することを目的として、当社株式に対する買付が行われる場合に、買付者または買付提案者（以下併せて「買付者等」といいます。）に対して当社取締役会が事前に当該買付に関する所定の情報の提供を求めるなどの予め遵守すべき手続を示し、第三者委員会が当該買付についての情報収集、検討等を行う期間を確保し、必要があれば当社代表取締役等を通じて買付者等との交渉を行うなどの手続を実施いたします。

また、当社取締役会は、敵対的性質を有する者からの濫用的買収を防止するための事前の防衛策として、停止条件付一部取得条項付差別的行使条件付新株予約権無償割当て（以下「対抗措置」といいます。）を決議いたします。

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付を行う場合や、買付者等による買付またはその提案が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがあると認められる場合には、当社は、当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件が付された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除く全ての株主の皆様に対して会社法第277条に基づき無償で割当てます。

なお、本新株予約権無償割当ては、停止条件が成就することによりその効力が生ずることになっておりますが、その停止条件を成就させるか否か等の判断は当社取締役会が行います。

当社は、当社取締役会の恣意的判断を排除するために、当社経営陣から独立した者のみから構成される第三者委員会を設置しており、判断にあたっては第三者委員会の勧告を最大限尊重いたします。

(2) 本プランの合理性

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則、すなわち、①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則を完全に充足しており、上記基本方針に沿うものです。

また、本プランにおいて対抗措置をとるか否かは中立的な第三者委員会の判断を最大限尊重して行われますので、株主の共同利益を損なうものではなく、また取締役の地位の維持を目的とするものではありません。

(3) 株主の皆様への影響

① 本プランの導入時に株主の皆様にご与える影響

本プランの導入時点においては、本新株予約権無償割当ては行われておりませんので、株主及び投資家の皆様の権利・利益に直接的な影響は生じておりません。

② 本新株予約権無償割当て実施により株主の皆様にご与える影響

当社取締役会が本新株予約権無償割当てに際して別途設定する割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき2個の割合で、本新株予約権が無償で割当てられますので、株式の希釈化は生じません。

当社は、買付者等以外の株主の皆様の本新株予約権を取得する手続きを取り、その旨該当する株主の皆様へ通知いたします。株主の皆様は、金銭等を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として当社普通株式を受領されることになります。

(4) 本プランの有効期限と継続について

現在の本プランの有効期限は、2016年6月の定時株主総会終結後に開催される取締役会の終了時までとされており、2016年度以降につきましては、毎年の定時株主総会で選任された取締役による取締役会においてその後1年間の継続の可否を決議し、同決議内容を株主の皆様へ情報開示するとともに当該事業年度の定時株主総会（毎年6月開催予定）において、報告をすることとなっております。なお、当社の取締役の任期は、取締役（監査等委員である者を除く。）が1年、監査等委員である取締役は2年となっており、本プランは取締役会の決議において廃止することが可能でありますので、本プランの廃止を希望される株主の皆様は、取締役の選任議案を通じてその意思を表明していただきたく存じます。

(5) その他

本プランの詳細につきましては、当社ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

（買収防衛策に関するアドレス<http://www.itfor.co.jp/ir/ir-governance.html>）

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
また、比率等は表示桁未満の端数を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2016年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	10,796,024	流 動 負 債	2,954,562
現金及び預金	2,801,199	買 掛 金	1,236,968
受取手形及び売掛金	2,951,266	未 払 法 人 税 等	262,768
有 価 証 券	4,449,079	賞 与 引 当 金	320,457
た な 卸 資 産	317,913	前 受 金	593,929
繰 延 税 金 資 産	160,493	そ の 他	540,437
そ の 他	116,121	固 定 負 債	257,197
貸 倒 引 当 金	△ 49	役員退職慰労引当金	15,870
固 定 資 産	4,166,547	退職給付に係る負債	204,302
有 形 固 定 資 産	700,451	長 期 未 払 金	37,025
建 物	313,783		
機械装置及び運搬具	779	負 債 合 計	3,211,760
土 地	149,565	(純 資 産 の 部)	
建 設 仮 勘 定	16,160	株 主 資 本	11,191,144
そ の 他	220,163	資 本 金	1,124,669
無 形 固 定 資 産	1,228,314	資 本 剰 余 金	1,309,864
の れ ん	245,438	利 益 剰 余 金	9,031,576
そ の 他	982,875	自 己 株 式	△ 274,965
投 資 其 他 の 資 産	2,237,781	その他の包括利益累計額	407,144
投 資 有 価 証 券	1,686,842	その他有価証券評価差額金	420,313
繰 延 税 金 資 産	33,157	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 3,289
そ の 他	517,781	退職給付に係る調整累計額	△ 9,879
		新 株 予 約 権	59,421
		非 支 配 株 主 持 分	93,102
		純 資 産 合 計	11,750,811
資 産 合 計	14,962,571	負 債 及 び 純 資 産 合 計	14,962,571

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(自2015年4月1日)
(至2016年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		12,154,631
売 上 原 価		7,743,738
売 上 総 利 益		4,410,892
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,870,054
営 業 利 益		1,540,837
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	4,046	
受 取 配 当 金	40,594	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	1,244	
そ の 他	14,168	60,052
営 業 外 費 用		
支 払 手 数 料	5,749	
固 定 資 産 除 却 損	5,907	
そ の 他	529	12,186
経 常 利 益		1,588,703
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	21,531	21,531
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,610,235
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	475,118	
法 人 税 等 調 整 額	109,557	584,676
当 期 純 利 益		1,025,559
非支配株主に帰属する当期純利益		12,178
親会社株主に帰属する当期純利益		1,013,380

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自2015年4月1日
至2016年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1, 124, 669	1, 267, 494	8, 441, 991	△ 460, 631	10, 373, 522
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△ 423, 795		△ 423, 795
親会社株主に帰属する当期純利益			1, 013, 380		1, 013, 380
自 己 株 式 の 処 分		42, 370		185, 665	228, 036
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	42, 370	589, 585	185, 665	817, 621
当 期 末 残 高	1, 124, 669	1, 309, 864	9, 031, 576	△ 274, 965	11, 191, 144

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損益	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計			
当 期 首 残 高	767, 137	324	△ 14, 222	753, 239	110, 905	80, 957	11, 318, 625
連結会計年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当							△ 423, 795
親会社株主に帰属する当期純利益							1, 013, 380
自 己 株 式 の 処 分							228, 036
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△ 346, 824	△ 3, 614	4, 343	△ 346, 095	△ 51, 484	12, 144	△ 385, 435
連結会計年度中の変動額合計	△ 346, 824	△ 3, 614	4, 343	△ 346, 095	△ 51, 484	12, 144	432, 185
当 期 末 残 高	420, 313	△ 3, 289	△ 9, 879	407, 144	59, 421	93, 102	11, 750, 811

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等)

1. 連結の範囲に関する事項

- ・連結子会社の数 4 社
- ・連結子会社の名称 株式会社アイ・シー・アール
株式会社シー・ヴィ・シー
株式会社スナッピー・コミュニケーションズ
株式会社グラス・ルーツ

株式会社シー・ヴィ・シーは、株式会社アイ・シー・アールの100%子会社であります。

2. 持分法の適用に関する事項

- ・持分法を適用した関連会社の数 1 社
会社の名称 株式会社アイセル
- ・持分法を適用しない関連会社の数 1 社
会社の名称 株式会社シー・エス・デー
- ・持分法を適用しない理由 持分法を適用しない関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金等（持分に見合う額）が連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算期の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券

- 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）によっております。
- その他有価証券
 - ・時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。
 - ・時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。

(ロ) たな卸資産

商品・貯蔵品

移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

仕掛品

個別法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(ハ) デリバティブ取引

時価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）によっております。

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間の均等償却をしております。

(ロ) 無形固定資産

市場販売目的のソフトウェア

見込販売期間（3年以内）における見込販売数量に基づく償却額と販売可能な残存有効期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上しております。

自社利用目的のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

その他

定額法によっております。

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間の均等償却をしております。

(3) 重要な引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(ロ) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額基準に基づき計上しております。

(ハ) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づき当連結会計年度末における要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る負債の計上基準

- (イ) 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- (ロ) 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。
- (ハ) 一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

(イ) ソフトウェアの請負開発契約に係る収益の認識基準

- i. 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるもの 工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）
- ii. その他のもの 工事完成基準（検収基準）

(ロ) ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース取引開始日に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。
なお、為替予約が付されている外貨建金銭債務については、振当処理を採用しております。

(ロ) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約	外貨建買掛金 外貨建未払金 外貨建予定取引

(ハ) ヘッジ方針

当社の内部規程である「為替リスク管理規程」に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。

(ニ) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段の変動額の累計額とヘッジ対象の変動額の累計額を比較して有効性の判定を行っております。

(7) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額

1,734,479千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	29,430,000株	一株	一株	29,430,000株

2. 自己株式の種類及び数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	1,176,958株	一株	474,400株	702,558株

(※) 減少は、ストック・オプションの権利行使によるものであります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基 準 日	効 力 発 生 日
2015年5月1日 取 締 役 会	普 通 株 式	423,795千円	15円00銭	2015年3月31日	2015年6月22日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基 準 日	効力発生日
2016年5月2日 取 締 役 会	普 通 株 式	利益剰余金	488,366千円	17円00銭	2016年3月31日	2016年6月20日

4. 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

・新株予約権の目的となる株式の種類及び数

2009年6月19日の定時株主総会決議によるストック・オプション

普通株式 132,900株

2010年6月18日の定時株主総会決議によるストック・オプション

普通株式 101,500株

(注) 権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については預金及び債券での運用を原則としており、債券での運用にあたっては、格付機関による格付を参考に安全性が高いと判断したもののみを対象としております。

また、資金調達においては、銀行等からの借入によらず、運転資金及び投資資金ともに自己資金で賄うことを基本としております。なお、一時的な資金需要の増加に備えるため、銀行との間でコミットメントライン契約を結んでおります。

デリバティブ取引は、外貨建取引の為替変動リスクを回避するために為替予約を行い、投機的な取引は行わない方針です。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクにつきましては、与信管理規程に基づき、顧客ごとの残高管理、期日管理等を行うとともに、定期的に顧客の信用状況を調査しております。

有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び取引先企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、原則として1年以内の支払期日です。営業債務は、流動性リスクに晒されておりますが、毎月資金繰り計画を作成し管理しております。また、その一部には、商品の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（先物為替予約）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替取引です。その取引については、業務執行委員会で承認を得た取引方針や社内規程に従い、経理部で取引を行い、取引の都度管理本部長に取引内容の報告を行うとともに、月次の取引実績及び取引残高について業務執行委員会に報告を行っております。なお、ヘッジ会計に関する、ヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の（連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等）に記載されている「重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2016年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額(※)	時価(※)	差額
(1) 現金及び預金	2,801,199	2,801,202	3
(2) 受取手形及び売掛金	2,951,266	2,951,266	—
(3) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的有価証券	4,299,783	4,299,734	△ 48
その他有価証券	1,794,897	1,794,897	—
(4) 買掛金	(1,236,968)	(1,234,477)	△ 2,491
(5) デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されているもの	(4,758)	(4,758)	—

(※) 負債で計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

期間が3ヶ月を超える定期預金については、元利金の合計額を同様の新規預け入れを行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。それ以外のものについては、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は日本証券業協会が公表する売買統計参考値、信託受益権については取引金融機関から提示された価格によっております。

また、期間が3ヶ月を超える譲渡性預金については、元利金の合計額を日本銀行が公表する譲渡性預金の発行期間別の平均年利率により割り引いて算定する方法によっております。

(4) 買掛金

振当処理を行っている外貨建買掛金については、先物為替相場に基づく方法により、それ以外のものは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) デリバティブ取引

振当処理の対象となる為替予約に関する時価は、ヘッジ対象となる買掛金の時価に含めて記載しております。

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額は、次のとおりであります。

(単位：千円)

ヘッジ会計 の方法	デリバティブ 取引の種類等	主なヘッジ対象	契 約 額 等		時 価	当 該 時 価 の 算 定 方 法
				うち1年超		
為替予約等の 振当処理	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	210,451	—	△ 7,249	先物為替相場に よっている。
合 計			210,451	—	△ 7,249	—

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額41,228千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	403円74銭
2. 1株当たり当期純利益	35円57銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

研究開発費の総額	43,680千円
----------	----------

貸 借 対 照 表

(2016年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	10,251,383	流 動 負 債	2,821,831
現 金 及 び 預 金	2,422,283	買 掛 金	1,236,093
受 取 手 形	139,955	未 払 金	172,858
売 掛 金	2,660,571	未 払 費 用	58,439
リ ー ス 投 資 資 産	9,567	未 払 法 人 税 等	237,000
有 価 証 券	4,449,079	未 払 消 費 税 等	183,682
商 品	79,686	前 受 金	593,929
仕 掛 品	186,940	預 り 金	23,070
貯 蔵 品	50,139	賞 与 引 当 金	312,000
前 払 費 用	101,433	そ の 他	4,758
繰 延 税 金 資 産	151,123	固 定 負 債	226,973
そ の 他	601	退 職 給 付 引 当 金	190,046
固 定 資 産	4,474,663	長 期 未 払 金	36,927
有 形 固 定 資 産	662,147	負 債 合 計	3,048,805
建 物	301,083	(純 資 産 の 部)	
機 械 及 び 装 置	391	株 主 資 本	11,200,848
工 具、器 具 及 び 備 品	200,456	資 本 金	1,124,669
土 地	149,565	資 本 剰 余 金	1,309,864
建 設 仮 勘 定	10,650	資 本 準 備 金	1,221,189
無 形 固 定 資 産	978,416	そ の 他 資 本 剰 余 金	88,675
商 標	126	利 益 剰 余 金	9,041,280
ソ フ ト ウ ェ ア	589,296	利 益 準 備 金	94,356
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	381,414	そ の 他 利 益 剰 余 金	8,946,924
そ の 他	7,579	別 途 積 立 金	5,512,500
投 資 そ の 他 の 資 産	2,834,099	繰 越 利 益 剰 余 金	3,434,424
投 資 有 価 証 券	1,646,405	自 己 株 式	△ 274,965
関 係 会 社 株 式	650,688	評 価 ・ 換 算 差 額 等	416,971
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	71,000	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	420,261
長 期 前 払 費 用	46,094	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 3,289
繰 延 税 金 資 産	7,183	新 株 予 約 権	59,421
敷 金 及 び 保 証 金	272,201		
保 険 積 立 金	128,151		
そ の 他	31,376		
貸 倒 引 当 金	△ 19,000	純 資 産 合 計	11,677,241
資 産 合 計	14,726,046	負 債 及 び 純 資 産 合 計	14,726,046

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自2015年4月1日
至2016年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		11,316,356
売 上 原 価		7,321,266
売 上 総 利 益		3,995,090
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,508,142
営 業 利 益		1,486,948
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,334	
有 価 証 券 利 息	3,652	
受 取 配 当 金	40,582	
そ の 他	11,398	56,967
営 業 外 費 用		
支 払 手 数 料	5,749	
固 定 資 産 除 却 損	5,831	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	10,000	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	12,000	
そ の 他	530	34,111
経 常 利 益		1,509,804
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	21,531	21,531
税 引 前 当 期 純 利 益		1,531,336
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	446,856	
法 人 税 等 調 整 額	105,203	552,060
当 期 純 利 益		979,275

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自2015年4月1日
至2016年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資本剰余金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利 益 剰 余 金 合 計
						別途積立金	繰越利益剰余金	
当 期 首 残 高	1,124,669	1,221,189	46,305	1,267,494	94,356	5,512,500	2,878,944	8,485,800
当事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△ 423,795	△ 423,795
当 期 純 利 益							979,275	979,275
自己株式の処分			42,370	42,370				
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)								
当事業年度中の 変 動 額 合 計	—	—	42,370	42,370	—	—	555,480	555,480
当 期 末 残 高	1,124,669	1,221,189	88,675	1,309,864	94,356	5,512,500	3,434,424	9,041,280

	株主資本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			新株予約権	純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当 期 首 残 高	△ 460,631	10,417,332	767,057	324	767,382	110,905	11,295,620
当事業年度中の変動額							
剰余金の配当		△ 423,795					△ 423,795
当 期 純 利 益		979,275					979,275
自己株式の処分	185,665	228,036					228,036
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			△ 346,795	△ 3,614	△ 350,410	△ 51,484	△ 401,895
当事業年度中の 変 動 額 合 計	185,665	783,516	△ 346,795	△ 3,614	△ 350,410	△ 51,484	381,621
当 期 末 残 高	△ 274,965	11,200,848	420,261	△ 3,289	416,971	59,421	11,677,241

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

・時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

・時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

(2) たな卸資産

商品・貯蔵品

移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

仕掛品

個別法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(3) デリバティブ取引

時価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）によっております。

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間の均等償却をしております。

(2) 無形固定資産

市場販売目的のソフトウェア

見込販売期間（3年以内）における見込販売数量に基づく償却額と販売可能な残存有効期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上しております。

自社利用目的のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

その他

定額法によっております。

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間の均等償却をしております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額基準に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

(イ)退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(ロ)数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

(1) ソフトウェアの請負開発契約に係る収益の認識基準

(イ)当事業年度末までの進捗部分について成果の
確実性が認められるもの

工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)

(ロ)その他のもの

工事完成基準(検収基準)

(2) ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース取引開始日に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、為替予約が付されている外貨建金銭債務については、振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約	外貨建買掛金
	外貨建未払金
	外貨建予定取引

(3) ヘッジ方針

当社の内部規程である「為替リスク管理規程」に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段の変動額の累計額とヘッジ対象の変動額の累計額を比較して有効性の判定を行っております。

6. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

7. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	1,652,322千円
2. 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	6,155千円
長期金銭債権	71,000千円
短期金銭債務	68,274千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
売上高	17,330千円
売上原価	573,897千円
販売費及び一般管理費	24,311千円
営業取引以外の取引高	1,036千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	1,176,958株	一株	474,400株	702,558株

(注) 減少は、ストック・オプションの権利行使によるものであります。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因

未払事業税	16,547千円
会員権評価損	10,938千円
事業用土地評価損	84,628千円
賞与引当金	96,283千円
退職給付引当金	58,240千円
長期未払金	11,307千円
投資有価証券評価損	58,209千円
関係会社株式評価損	65,883千円
減価償却超過額	88,905千円
繰延ヘッジ損益	1,468千円
その他	45,850千円
小計	538,262千円
評価性引当額	△ 225,531千円
繰延税金資産合計	312,730千円

2. 繰延税金負債の発生の主な原因

その他有価証券評価差額金	△ 154,423千円
繰延税金負債合計	△ 154,423千円
繰延税金資産純額	158,306千円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

属 性	会 社 等 の 名 称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との 関 係	取引の内容	取 引 金 額	科 目	期 末 残 高
子会社	(株) ス ナ ッ ピ ー ・ コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン ズ	所有 直接100.0%	役員の兼任 資金の援助 業務受委託 外 注 先	管理業務受託 (注1)	840千円	そ の 他 流 動 資 産	—
				外 注 (注1)	6,404千円	買 掛 金	342千円
				資金の貸付 (注2)	12,000千円	関係会社長期貸付金	19,000千円
				利息の受取 (注2)	193千円	その他流動資産	—
	(株) グ ラ ス ・ ル ー ツ	所有 直接45.0%	役員の兼任 資金の援助 業務受委託 外 注 先	管理業務委託 (注1)	840千円	その他流動資産	—
				業 務 委 託 (注1)	4,473千円	未 払 金	—
				貸付金の回収 (注2)	—	関係会社長期貸付金	19,000千円
				利息の受取 (注2)	304千円	その他流動資産	4千円
	(株) アイ・シー・アール	所有 直接80.0%	役員の兼任 資金の援助 業務受委託 従業員の出向 人材派遣 外 注 先	売 上 (注1)	12,127千円	売 掛 金	5,725千円
				業 務 受 託 (注1)	3,000千円	その他流動資産	—
				出向負担金 (注1)	10,372千円	未 払 金	3,463千円
				人材派遣 (注1)	4,558千円	未 払 金	594千円
				貸付金の回収 (注2)	12,000千円	関係会社長期貸付金	33,000千円
				利息の受取 (注2)	494千円	その他流動資産	112千円
	(株) シ ー ・ ヴ ィ ・ シ ー	所有 間接80.0%	売 上 先 外 注 先	売 上 (注1)	5,203千円	売 掛 金	311千円
				外 注 (注1)	194,253千円	買 掛 金	1,387千円
関 連 会 社	(株) ア イ セ ル	所有 直接20.7% 被所有 直接0.2%	役員の兼任 外 注 先	外 注 (注1)	287,466千円	買 掛 金	55,169千円
	(株) シ ー ・ エ ス ・ デ ー	所有 直接24.1% 被所有 直接0.2%	役員の兼任 仕 入 先 外 注 先	仕 入 (注1) 外 注 (注1)	78,535千円 7,237千円	買 掛 金	7,316千円

- (注) 1. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案し、価格交渉の上で決定しております。
2. 資金の貸付の金利については、市場金利を勘案して決定しております。
3. 関係会社長期貸付金に対して、当事業年度末における貸倒引当金残高は19,000千円であり
ます。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1 株当たり純資産額	404円42銭
2. 1 株当たり当期純利益	34円36銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

研究開発費の総額	43,680千円
----------	----------

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月9日

株式会社アイティフォー
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	千 頭	力 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	原 賀	恒 一 郎 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アイティフォーの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイティフォー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月9日

株式会社アイティフォー
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 千 頭 力 ㊞

公認会計士 原 賀 恒 一 郎 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アイティフォーの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第57期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2015年4月1日から2016年3月31日までの第57期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2016年5月10日

株式会社アイティフォー 監査等委員会

常勤監査等委員 原 晃 一 ㊞

監査等委員 佐藤 誠 ㊞

監査等委員 小泉大輔 ㊞

(注) 監査等委員佐藤誠氏及び小泉大輔氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議 案 取締役（監査等委員である者を除く。）8名選任の件

現在の取締役8名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当、 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の株式数
1	再 任  ひがし かわ きよし 東 川 清 (1950年11月26日)	1973年7月 当社入社 1998年6月 当社取締役ソリューションシステム事業部長 2003年6月 当社取締役常務執行役員ソリューションシステム事業部長 2005年6月 当社取締役専務執行役員営業本部長 2006年4月 当社取締役専務執行役員事業本部長 2008年7月 当社代表取締役副社長事業本部長 2009年6月 当社代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社スナッピー・コミュニケーションズ 社外取締役 株式会社グラス・ルーツ 社外取締役 株式会社アイセル 社外取締役 株式会社シー・エス・デー 社外取締役 株式会社アルファ新洋 社外取締役 株式会社アイ・シー・アール 社外取締役 取締役候補者とした理由 これまで代表取締役社長として強いリーダーシップでグループを牽引しており、近年も自治体向けBPOビジネスの立ち上げやM&Aで事業を拡大させるなどしてきた豊富な実績は、経営全般における経験や見識を経営体制の強化へ資せるものとし、引き続き取締役に適任と判断いたしました。	331,800株
2	再 任  おお えだ ひろ たか 大 枝 博 隆 (1957年7月23日)	1981年4月 当社入社 2004年6月 当社執行役員西日本事業所長 2005年4月 当社執行役員ソリューションシステム事業部長 2006年6月 当社取締役執行役員ソリューションシステム事業部長 2007年6月 当社取締役常務執行役員ソリューションシステム事業部長 2009年10月 当社取締役常務執行役員事業本部長 2015年4月 当社取締役常務執行役員フィナンシャルシステム第二事業部長（現任） 取締役候補者とした理由 これまで取締役常務執行役員として、中核事業である金融機関向けシステム事業でのサービスやノンバンク向けシステムの開発及び販売に大きな貢献を果たしてきた実績と、グローバル化を目指したアジア地域向けのシステム開発にまい進してきた豊富な経験を踏まえ、引き続き取締役に適任と判断いたしました。	166,200株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当、 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社の株式数
3	再 任  さ か た こう じ 坂 田 幸 司 (1966年 1 月 26 日)	1987年 4 月 当社入社 2008年 6 月 当社執行役員ソフトウェア第一事業部長 2008年10月 当社執行役員ソフトウェア開発本部長 2013年 6 月 当社取締役執行役員テクニカルサポート事業部長 2014年 6 月 当社取締役常務執行役員技術開発本部長兼テクニカルサポート事業部長 2015年10月 当社取締役常務執行役員技術開発本部長（現任） 取締役候補者とした理由 これまで取締役常務執行役員として、パッケージソフトの品質改善やカスタマーサポート事業の顧客満足度向上に貢献してきた実績と、自らのシステムエンジニアとしての経験を生かしてソフトウェア開発のプロジェクト全般を統括してきた実績を踏まえ、引き続き取締役に適任と判断いたしました。	94,300株
4	再 任  さ と う つね の り 佐 藤 恒 徳 (1964年12月14日)	1998年 3 月 当社入社 2008年 6 月 当社執行役員ソリューションシステム事業部副事業部長 2009年10月 当社執行役員ソリューションシステム事業部長 2011年 6 月 当社取締役執行役員ソリューションシステム事業部長 2013年 4 月 当社取締役執行役員フィナンシャルシステム第一事業部長（現任） 取締役候補者とした理由 当社事業の中核である金融機関向けシステム事業での、地方銀行をはじめとする金融機関へ向けたシステム開発と販売に大きく貢献してきた豊富な実績と経験は、自治体向けシステムの開発やフィンテックの推進強化へ資せるものとし、引き続き取締役として適任と判断いたしました。	40,000株
5	再 任  こ だ ま と し あき 小 玉 敏 明 (1952年 3 月 14 日)	1974年 4 月 株式会社丸井 入社 2004年 3 月 株式会社エムアンドシーシステム 取締役営業本部長 2007年 4 月 株式会社エポスカード 取締役 2009年10月 当社入社 流通・eコマースシステム事業部副事業部長 2010年 4 月 当社執行役員流通・eコマースシステム事業部長 2012年 6 月 当社取締役執行役員流通・eコマースシステム事業部長（現任） 取締役候補者とした理由 株式会社丸井の子会社である株式会社エムアンドシーシステムや株式会社エポスカードの役員を歴任して培った流通業の専門知識を生かし、当社の流通やeコマースの事業拡大とオムニチャネル化の推進に貢献しており、その豊富な経験や見識はさらなる事業の拡大へ資せるものとし、引き続き取締役に適任と判断いたしました。	15,800株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当、 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社の 株式数
6	再 任  さき た いく お 崎 田 郁 夫 (1958年6月26日)	1982年4月 当社入社 2004年9月 当社C T I システム事業部長 2013年6月 当社執行役員C T I システム事業部長 2015年4月 当社執行役員事業本部長 2015年6月 当社取締役執行役員事業本部長（現任） 取締役候補者とした理由 これまで当社の事業本部長として全事業の業績向上を牽引しており、 堪能な英語力を生かした海外との取引によってコンタクトセンター向け システム事業などの拡大へ貢献してきた豊富な実績は、今後の業績向上 やグローバル化の推進へ資するものとし、引き続き取締役に適任と判断 いたしました。	17,600株
7	新 任  い ま い し げ よ し 今 井 重 好 (1969年6月9日)	1999年9月 株式会社アイ・シー・アール入社 2000年9月 株式会社アイ・シー・アール 常務取締役 2006年12月 株式会社アイ・シー・アール 代表取締役（現 任） 取締役候補者とした理由 自治体向けB P Oビジネスに精通している株式会社アイ・シー・アール の代表取締役社長として事業を拡大してきた実績と、それに伴う豊富 な経験と見識は、当社のB P Oビジネスの拡大と業績向上へ資するもの とし、取締役に適任と判断いたしました。	—
8	再 任  な か や ま か つ お 中 山 か つ お (1965年5月9日)	1991年10月 太田昭和監査法人（現 新日本有限責任監査法 人）入社 2003年6月 当社社外監査役 2010年6月 当社取締役執行役員管理本部長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社スナッピー・コミュニケーションズ 社外取締役 株式会社アイ・シー・アール 社外取締役 株式会社シー・ヴィ・シー 社外監査役 取締役候補者とした理由 公認会計士として当社社外監査役を務めた経験を生かし、これまで当 社の管理本部長として総務、人事、経理、法務知財部門を統括してきた 実績、自治体向けB P Oビジネスの拡大とリスクに備えた体制を整備し た豊富な経験と見識、これらを有している事を踏まえ、引き続き取締役に 適任と判断いたしました。	45,400株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. いずれの候補者も、当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）の継続に賛成しております。
3. 当社の監査等委員会は、取締役候補者の知識、経験、能力及び業績等から適任と判断し、特段の意見は有しません。

(ご参考)

1. 経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名の方針と手続き

取締役候補者については、当社グループを率先して牽引するリーダーシップを備え、人格・見識とも十分であり、これまでの業績などグループへの貢献度を勘案した上で、代表取締役が候補者を選考し、取締役会に諮ります。取締役会は、各候補者について慎重に審議し、株主総会へ上程いたします。

2. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

当社取締役会は、経営の監督機能を高め、コーポレート・ガバナンス体制を強化するため、独立社外取締役を選任する際の判断基準を以下の通り定めております。

- (1) 現在、当社、当社の子会社又は関連会社の業務執行者でないこと。また、過去10年においても、当社、当社の子会社又は関連会社の業務執行者であったことがないこと。
- (2) 現在、当社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者、又は当社の主要な取引先若しくはその業務執行者に該当しないこと。
- (3) 現在、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家若しくは法律専門家、又は会計監査人若しくは顧問契約先（それらが法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属している者）に該当しないこと。

また、当社取締役会は、独立社外取締役が独立性を備えていることにとどまらず、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できるなど、独立社外取締役として期待される役割・責務を果たしうる資質を備えているかどうかを十分検討し、その候補者を選定しております。

以 上

《インターネットによる議決権行使のご案内》

インターネットにより本総会の議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。なお、携帯電話専用サイトは開設しておりませんので、ご了承ください。

議決権行使ウェブサイトアドレス <http://www.web54.net>

2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、株主総会開催日前日の2016年6月16日（木曜日）午後5時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. システムに係わる条件について

インターネットにより議決権行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。

- (1) 画面のドット数が、横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。
- (2) 次のアプリケーションソフトウェアをインストールしていること。
 - ア. ウェブブラウザとして Microsoft® Internet Explorer (Ver. 5.01 SP2以上)
 - イ. PDFファイルブラウザとして Ver. 4.0以降の Adobe® Acrobat® Reader® または、Ver. 6.0以降の Adobe® Reader®

※ Internet Explorer は 米国 Microsoft Corporation の、Adobe® Acrobat® Reader® 及び Adobe® Reader® は 米国 Adobe Systems Incorporated の米国及び各国での登録商標、商標及び製品名です。

※ これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されております。
- (3) 上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール、プロキシサーバ及びセキュリティ対策ソフトウェア等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認ください。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
【電話】0120-652-031（受付時間 9:00～21:00）

以 上

〈メ　モ　欄〉

[illegible]

〈メ　モ　欄〉

[illegible]

〈メ　モ　欄〉

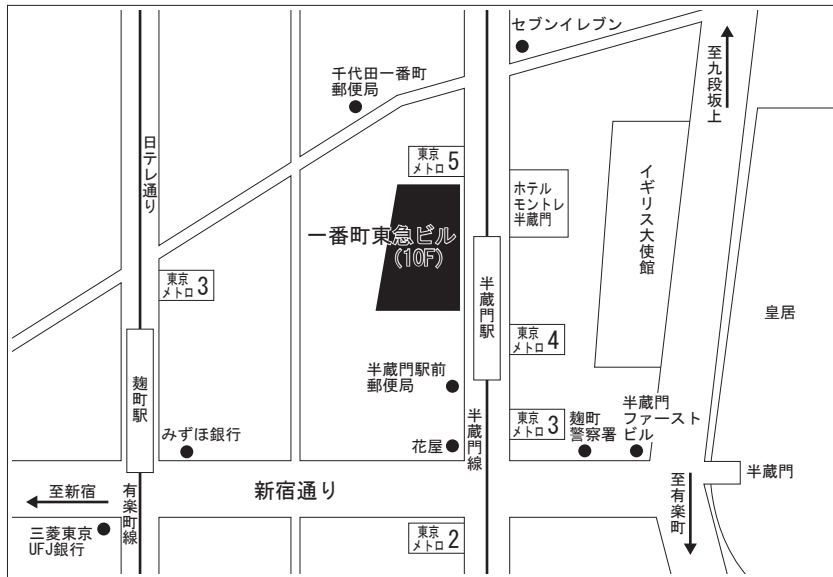
This image shows a single page of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

株主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区一番町21番地

一番町東急ビル10F

電話 03 (5275) 7841



(交通のご案内)

東京メトロ半蔵門線 半蔵門駅5番出口 徒歩1分

東京メトロ有楽町線 麴町駅3番出口 徒歩7分

駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での
ご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。